

○東京藝術大学理事に関する規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成17年12月21日 平成21年9月24日
平成22年3月5日 平成25年3月28日
平成25年10月24日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第41条の規定に基づき、東京藝術大学理事(以下「理事」という。)の職務その他必要な事項について定めることを目的とする。

(職務)

第2条 理事は、それぞれ主として次に掲げる職務分担その他学長が特に命ずる事項について学長を補佐し、その業務を掌理する。

- (1) 教育担当
- (2) 研究担当
- (3) 総務・財務・施設担当
- (4) 学長特命担当

2 理事の職務は、別表に掲げるとおりとする。

(選考)

第3条 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有すると判断した者のうちから学長が任命する。

2 学長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に本学の役員又は職員以外の者(以下「学外者」という。)を含めるようにしなければならない。

3 学長は、理事を任命した場合は文部科学大臣に届け出て、これを公表しなければならない。

(任期等)

第4条 理事の任期は、3年とする。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

2 理事の再任は妨げない。この場合において、当該理事がその最初の任命の際学外者であったときの前条第2項の適用については、その再任の際学外者とみなす。

3 学長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合は、理事は辞任を申し出なければならない。ただし、後任の理事が任命されるまでの間は、引き続き在任するものとする。

(解任)

第5条 学長は、次の各号に掲げる理由で理事たるに適しないと認めるときは、その理事を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、そ

の理事に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるとき。

- 2 学長は、理事を解任した場合は、文部科学大臣に届け出て、これを公表するものとする。

(補則)

- 第6条 この規則に定めるもののほか、理事に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月21日から施行する。
- 2 東京芸術大学理事の職務等に関する申合せ（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年9月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

別表（第2条第2項関係）

| 理 事 | 職 務 |
|------------|--|
| 教 育 担 当 | イ 教育内容等に関する事。 ロ 教育の実施体制に関する事。 ハ 入学試験に関する事。 ニ 附属音楽高等学校に関する事。 |
| 研 究 担 当 | イ 研究の振興・推進に関する事。 ロ 研究の実施体制に関する事。 ハ 知的財産に関する事。 ニ 教育研究活動等に係る広報に関する事。 ホ 情報化推進に関する事。 |
| 総務・財務・施設担当 | イ 運営体制・組織に関する事。 ロ 教職員の人事に関する事。 ハ 予算、決算及び財務管理に関する事。 ニ 情報公開に関する事。 ホ 施設・環境整備に関する事。 ヘ 安全衛生に関する事。 ト 中期目標、中期計画、年度計画及び評価の取りまとめに関する事。 チ コンプライアンス及び危機管理に関する事 |
| 学長特命担当 | イ 専門性に関する渉外一般に関する事。 ロ 学長から特定された事項に関する事。 |